

令和4年第3回

月形町教育委員会会議録

令和4年5月18日

月形町教育委員会

令和4年第3回月形町教育委員会会議録

- 1 招集日時 令和4年5月18日（水） 午後6時00分
- 2 招集場所 月形町総合体育館 大会議室
- 3 出席委員 教育長 古 谷 秀 樹
委 員 岸 上 希 央
委 員 目 黒 隆 紀
- 4 委員以外の出席者 教育次長 五十嵐 克 成
主 幹 上 葛 隆 治
主 幹 野 本 和 宏
学務係長 加 藤 亮
社会教育係長 今 井 学
- 5 教育行政報告 別紙のとおり
- 6 議 件
議案第9号 月形町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の
制定について
議案第10号 月形町義務教育学校設置検討に関する基本方針の改定に
ついて
報告第9号 臨時代理の報告について（月形町学校給食センター運営委
員の委嘱について）
報告第10号 月形町義務教育学校設置審議会からの答申について
報告第11号 臨時代理の報告について（月形町社会教育委員の委嘱に
ついて）
報告第12号 臨時代理の報告について（月形町スポーツ推進委員の委
嘱について）
報告第13号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第1号）教育関係
予算について
報告第14号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和4年4月分・令和4
年5月分）について
- 7 会議の顛末 別紙のとおり

令和4年第3回月形町教育委員会会議録
(令和4年5月18日)

○ **古谷教育長** ただいまから令和4年第3回月形町教育委員会を開会します。

田植えも始まり忙しくなってきた中大変恐縮でございますが、この後の予定がありまして、どうしても今週中に会議を開かせていただきたく、お集まりいただきました。出席ありがとうございます。

4月19日、21日と相次いで、委員会職員が新型コロナウイルスに感染し、ご心配をおかけしました。それ以上の感染者が出ず、連休明けに全員が揃いました。

学校におきましては、町職員の家族の感染が続きましたが、現在は月形高校3年生男子の感染がございまして、その妹さんが月形中学校の3年生で濃厚接触者となりましたが、本人への感染はございません。明日まで欠席で、明後日から出席とのことです。

各学校の状況につきましては、順調に進んでございます。昨日は小中高の連携クリーン作戦が行われました。明後日は小学校高学年の田植え集会、来週27日は中学校の体育大会、そして6月4日の小学校の運動会が開催され、それに向けて、今、練習が行われています。学校教育の状況をご報告させていただきました。

本日はスピーディーにこの会議を進めたいと思いますのでどうぞよろしくをお願いします。

(午後6時00分開会)

○ **古谷教育長** 教育行政報告を説明願います。

○ **五十嵐教育次長** それでは1ページをお開きください。教育行政報告でございます。

3月でございますが、25日に栗山町と月形町との介護職の人材確保のための協定であります北海道介護福祉学校包括連携協定調印式を、28日には第2回の教育委員会会議、30日には第1回の総合教育会議を行っております。

4月1日月形町教職員辞令交付式を開催しました。お二人も参加していただき、ありがとうございました。

6日、8日とそれぞれ小中高の入学式が行われました。12日には空知管

内の教育委員会連絡協議会総会、教育長会議、それから第5採択地区教科書用図書採択教育委員会協議会が開催されました。13日には教育振興会総会が開催されました。

2ページをお開きください。

15日には義務教育学校設置検討保護者説明会を開催しました。新型コロナウイルスの感染拡大により伸び伸びになっていましたが、開催することができましたが、参加者は少ない状況でした。

18日は公立高等学校配置計画地域別検討協議会がリモートで開催をされております。

25日PTA連合会連合会総会、28日は今年度第1回目の義務教育学校設置審議会が開催され、答申を受けたところでございますが、この後の報告第10号でご説明をさせていただきます。

5月に入りまして10日に第2回町議会臨時会が開催されました。これにつきましても報告第13号で一般会計補正予算第1号のご説明をさせていただきます。

昨日、本日と主要団体意見交換会が開催され、農業・福祉・商工業団体の方々との意見交換会が行われました。説明は以上です。

○ **古谷教育長** ただいま、教育行政報告が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ **古谷教育長** 質疑なしと認めます。以上で、教育行政報告を終了します。

○ **古谷教育長** 議案第9号月形町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

五十嵐教育次長説明願います。

○ **五十嵐教育次長** 議案書3ページをお開きください。

議案第9号月形町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

月形町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定したいので、教育委員会の議決を求めるものです。

本日の提出です。

提案の趣旨についてご説明いたします。

令和4年4月1日から月形樺戸博物館及び月形町農業研修館の管理運営を教育委員会で行っております。

歴史的建造物である樺戸集治監本庁舎、多くの樺戸集治監関係の資料を展示している月形樺戸博物館本館、そして、本年度月形町農業研修館を改修し本田明二ギャラリーの開設することに伴い、歴史・芸術・文化といった教育施設としての位置づけが一層高まるものと考えられます。こうしたことにより、教育委員会に学芸員を置く改正が主なものです。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。同規則第6条「職員の職及び職務」の新旧対照表ですが、右が改正前、左が改正後の表となっております。改正後の表の職に「学芸員」を加え、その職務として「上司の命を受け、歴史等の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他関連する専門的な業務に従事する。」とするものと、その下の主事の職務を「、業務に従事する。」から「、事務に従事する。」とする改正を行うものです。

なお、施行日は令和6月1日です。

以上、議案第9号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 古谷教育長 ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第9号は本案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって議案第9号は本案のとおり可決されました。

続きまして、報告第10号月形町義務教育学校設置審議会からの答申について、議案第10号月形町義務教育学校設置検討に関する基本方針の改定についてを一括議題とします。

上葛主幹説明をお願いします。

○ 上葛主幹 報告第10号月形町義務教育学校設置審議会からの答申について

てと議案第10号月形町義務教育学校設置検討に関する基本方針の改定についてを一括ご説明いたします。

議案書17ページをお開きください。

報告第10号月形町義務教育学校設置審議会からの答申についてです。

昨年、8月17日の教育委員会において「月形町義務教育学校設置検討に関する基本方針」を決定いただき、その基本方針と併せて同年11月2日に教育長より月形町義務教育学校設置審議会へ、義務教育学校の設置検討等について諮問をさせていただきました。

審議会では、その諮問を受け、本年4月までに6回の審議会を開催し、先月、4月28日に別紙19ページから28ページのとおり審議会会長より教育長へ答申をいただいたところです。

答申の概ねの内容としましては、今後の児童生徒数の減少により今までの学校統合と同様に学校における集団活動の制限が予測されること、義務教育の質の向上と充実が必要であること、校舎など学校施設も40年以上経過しており再整備が必要な時期にきていること、まち全体の計画なども総合的に判断し、義務教育学校の設置は必要との答申をいただいております。

併せて設置場所につきましては、現月形中学校敷地、校舎の整備方法については改築（建て替え）を希望、設置時期につきましては、できる限り1年でも早い設置を望むという内容となっております。

また、学校給食センターについては、「児童生徒数の減少が見込まれる中、新たな施設を造ることが本当に必要であるか、更に深く掘り下げた審議が必要であり、今回の義務教育学校の設置検討とは切り離し、学校給食運営委員会など専門の機関において適切に判断される必要がある」とされています。

学童保育所については、「隣接した設置が必要な施設である」とした上で、「隣接した設置までに時間を要する場合は、児童の学校からの移動における安全確保について十分な対策を行う必要がある」という答申内容となっております。

教育委員会としましては、この答申を受け、最大限に答申の内容を尊重し、先の昨年8月に決定しました基本方針の見直しを行っていきたいと考えております。

また、審議会の資料につきまして、3月30日の総合教育会議でお配りさせていただきましたが、その後の審議会における資料についても、今回の答申と併せて参考資料1・2のとおりお配りさせていただきましたので、ご確認いただければと思います。なお、参考資料2につきましては、4月15日に開催しました保護者説明会の資料となっておりますので、予めご了承ください。

さい。

議案書 5 ページをお開きください。

議案第 10 号月形町義務教育学校設置検討に関する基本方針の改定についてです。

先ほどの報告第 10 号のとおり、審議会の答申を受けまして、教育委員会としましても、その内容を最大限に尊重し、最終的な基本方針を決定していきたいと考えています。

具体的には、昨年 8 月に決定しました「月形町義務教育学校設置検討に関する基本方針」と今ほどの答申の内容を比較し、答申の内容に沿うよう基本方針を改定するものです。

基本方針の改定内容につきましては、参考資料 3「新旧対照表」のとおりです。

主な改正点は 2 点となります。

1 点目は、校舎の整備方法について、基本方針では「改修＋不足教室の増築」としていましたが、審議会の答申では「改築」の方向性が示されましたので、「改修＋増築」と「改築」の両方に対応できるよう両論併記としました。

2 点目は、学校給食センターについてです。基本方針では「義務教育学校敷地内に併設することを検討します」としていましたが、改定案では「義務教育学校敷地内への将来的な移転の可能性も考慮し、敷地の確保や建物の配置を行います」とし、学校給食センターの早期の移設は一旦保留した形となっております。

なお、改定後の基本方針につきましては、7 ページから 13 ページのとおりとなっています。

本改定をご承認いただけた場合は、5 月 30 日開催予定の町と教育委員会で行う総合教育会議に本基本方針をお諮りさせていただきたいと考えています。

総合教育会議でも本基本方針をご承認いただけた場合は、併せて速やかに議会へのご説明も行っていきたいと考えています。

以上、報告第 10 号及び議案第 10 号についてご説明いたしました。ご審議、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 古谷教育長 ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第10号は報告のとおり承認し、議案第10号は本案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって報告第10号は報告のとおり承認され、議案第10号は本案のとおり可決されました。

続きまして、報告第9号臨時代理の報告について（月形町学校給食センター運営委員の委嘱について）を議題とします。

五十嵐教育次長、説明願います。

○ 五十嵐教育次長 議案書15ページをお開きください。

報告第9号臨時代理の報告について（月形町学校給食センター運営委員の委嘱について）

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

報告の内容についてご説明いたします。

月形町学校給食センター設置条例に基づき、委員の委嘱を行うものです。

被委嘱者につきましては、16ページに記載をしております。

住所月形町、氏名高畠康典、月形小学校PTA代表、同じく月形町、石尾章浩、月形中学校PTA代表、同じく月形町、山下正志、月形小学校長、同じく月形町、渡邊直樹、月形中校長、札幌市、小林嵩平、学校薬剤師、月形町、地徳七瀬、栄養教諭の6名です。

同条例第5条第2項に委員の任期の規定があり、任期は2年で委嘱の期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日となります。なお、委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間となります。

以上、報告第9号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 古谷教育長 ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

- 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第9号は報告のとおり承認することにしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 古谷教育長 異議なしと認めます。よって報告第9号は報告のとおり承
認されました。

続きまして、報告第11号臨時代理の報告について（月形町社会教育委員
の委嘱について）を議題といたします。

五十嵐教育次長、説明願います。

- 五十嵐教育次長 議案書29ページをお開きください。

報告第11号臨時代理の報告について（月形町社会教育委員の委嘱につい
て）

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第4条の規定により、別
紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告し、
承認を求めるものです。

本日の提出です。

報告の内容についてご説明いたします。

月形町社会教育委員設置条例に基づき、委員の委嘱を行うものです。

被委嘱者につきましては、30ページに記載をしております。

住所月形町、氏名伊藤 格、農業です。同じく月形町、岡 浩之、会社役
員、同じく月形町、尾崎美世子、団体職員、同じく月形町、高畠康典、団体
職員、同じく月形町、宮崎 円、高等学校長、同じく月形町、山下正志、小
学校長、同じく月形町、渡邊直樹、中学校長の7名です。

同条例第3条第3項に委員の任期の規定があり、任期は2年で委嘱の期間
は令和4年5月16日から令和6年5月15日となります。なお、委員に欠
員が生じた場合は、前任者の残任期間となります。

以上、報告第11号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよ
う、よろしくお願いいたします。

- 古谷教育長 ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第 11 号は報告のとおり承認することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって報告第 11 号は報告の通り承認されました。

続きまして、報告第 12 号臨時代理の報告について（月形町スポーツ推進委員の委嘱について）を議題といたします。

五十嵐教育次長、説明願います。

○ 五十嵐教育次長 議案書 31 ページをお開きください。

報告第 12 号臨時代理の報告について（月形町スポーツ推進委員の委嘱について）

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 4 条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第 6 条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

報告の内容についてご説明いたします。

月形町スポーツ推進委員に関する規則に基づき、委員の委嘱を行うものです。

被委嘱者につきましては、32 ページに記載をしております。

住所月形町、氏名目黒隆紀、農業、同じく月形町、米倉美雪、公務員、同じく月形町、近藤美樹、会社員、同じく月形町、土佐良子、会社員、同じく月形町、對馬照巳、会社員、同じく月形町、本多大輔、公務員、岩見沢市、佐伯敏之、中学校教諭、同じく岩見沢市、今 樹菜、中学校教諭、新十津川町、村川恵太、小学校教諭の 9 名です。

同規則第 4 条に委員の任期の規定があり、任期は 2 年で委嘱の期間は令和 4 年 5 月 16 日から令和 6 年 5 月 15 日となります。なお、委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間となります。

以上、報告第 12 号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 古谷教育長 ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第12号は報告のとおり承認することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって報告第12号は報告のとおり承認されました。

続きまして、報告第13号令和4年度月形町一般会計補正予算(第1号)教育関係予算についてを議題といたします。

五十嵐教育次長、説明願います。

○ 五十嵐教育次長 議案書33ページをお開きください。

報告第13号令和4年度月形町一般会計補正予算(第1号)教育関係予算について、下記のとおり議決されたので、これを報告し承認を求めるものです。

本日の提出です。

補正予算の内容についてご説明します。

議案書42ページをお開き願います。歳出についてです。

10款1項3目教育振興費、補正額はありません。当初予算に計上した小中学校情報機器整備事業の中学校のクロムブック等の購入を新型コロナウイルス対策経費に振り替えるものです。

なお、補正額の財源内訳の国庫支出金と一般財源での財源振替2,302千円となっておりますが、説明欄の事業費が1,571千円と額に差が生じている分につきましては、修学旅行等バス借上料の支援731千円分です。このバス借上料もコロナの交付金事業とするものの、既に学校教育振興事業で事業着手しているため、新型コロナウイルス対策経費に振り替えができなかったことによるものです。

2項1目学校管理費、補正額はありません。月形小学校の特別支援教室4教室へのエアコン設置工事に係るもので、先ほどと同様に事業着手してい

ることから、4, 488千円の財源を一般財源から国庫支出金に財源を振り替えるものです。

4項1目社会教育総務費と5項3目学校給食費につきましては、人事院勧告に基づき会計年度任用職員の期末手当、社会保険料等を減額するものです。

社会教育総務費補正額△37千円につきましては、社会教育指導員と図書館事務補助員の期末手当と社会保険料等です。

学校給食費補正額△195千円につきましては、給食センターの事務員、施設管理員、調理員5名分の期末手当等の減額分です。

38ページをお開きください。歳入です。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額66, 123千円につきましては、令和3年度に交付された分を令和4年度に繰り越したもので、今回の新型コロナウイルス対象事業の財源となります。

以上、報告第13号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ **古谷教育長** ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ **古谷教育長** 質疑なしと認めます。

お諮りします。報告第13号は報告のとおり承認することにしたいと思えます。これにご意義ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ **古谷教育長** 異議なしと認めます。よって報告第13号は報告のとおり承認されました。

続きまして、報告第14号町内小中学校在籍児童生徒数（令和4年4月分・令和4年5月分）を議題といたします。

五十嵐教育次長、説明願います。

○ **五十嵐教育次長** 議案書45ページをお開きください。

報告第14号町内小中学校在籍児童生徒数（令和4年4月分・令和4年5月分）について

令和4年4月分・令和4年5月分の在籍児童生徒数になります。

本日の提出です。

在籍数の内訳についてご説明します。

議案書 46 ページ、47 ページをご覧ください。

令和 4 年 4 月と 5 月には変動がなく、小学校が 76 名、中学校が 53 名、計 129 名となっています。

令和 4 年 3 月との比較についてご説明します。小学校で 13 名の減、中学校 11 名の増、小中全体で 2 名の減となっております。小学校の減、中学校の増の要因は、昨年度の小学 6 年生が 23 名と人数が多かったものによるものです。小中全体で 2 名の減となっておりますが、転入出による 5 名の減と新小学 1 年生と旧中学 3 年生の相殺差 3 名によるものです。

以上、報告第 14 号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 古谷教育長 ただいま説明が終わりました。ご質問ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

○ 古谷教育長 お諮りします。報告第 14 号は報告のとおり承認することにしたと思います。これにご意義ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって報告第 14 号は報告のとおり承認されました。

○ 古谷教育長 以上で、本委員会に付議されました議案はすべて終了いたしました。よって令和 4 年第 3 回月形町教育委員会を閉会します。

(午後 6 時 36 分閉会)

この会議録は、事務局教育次長が作成したものであるが、その内容は正確であることを証するためここに署名する。

